

第4章 江戸時代後期における 天草崎津漂着唐船の筆談記録

松 浦 章

- 1 緒言
- 2 天草に漂着した唐船
- 3 江戸時代天草・崎津に漂着した唐船の筆談記録
- 4 小結

1 緒言

九州は地理的に中国大陸と近く、古来より船舶による交流がさかんであった。とりわけ近世になるとその頻度は高くなり、九州各地に中国船が来航している¹⁾。近年この中国と九州との交流に関する研究が活潑となっている²⁾。「鎖国」下の長崎に来航する唐船すなわち中国船の航路からみると、その九州の中でも天草は接触の頻度の高い地域であった。

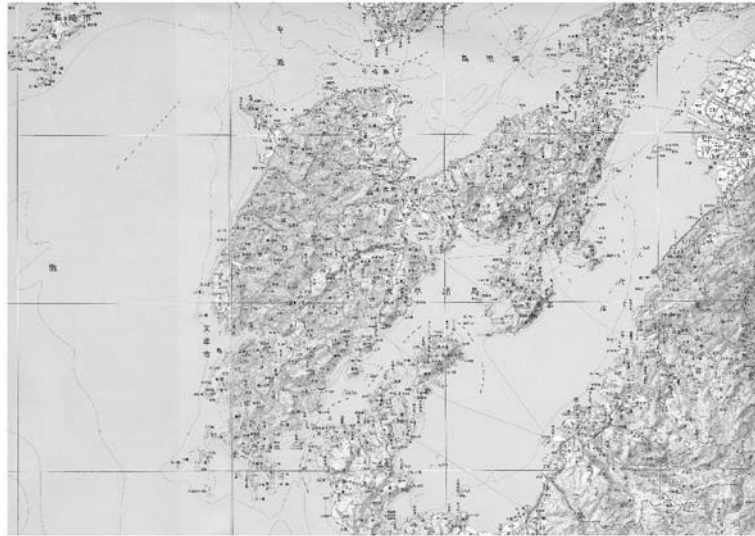
九州中央部の西部に位置する熊本県であるが、天草はその南西部に位置している。天草は、寛永十四年（1637）に発生した「天草・島原の乱」によってその直後の寛永十八年に徳川幕府の直轄地としての天領になった。その天領の最初の代官が鈴木重成である。彼は反乱の要因の一つとされた天草での過重な年貢の税率の軽減化を進め、住民に仏教への帰依を進めるなどの政策を推進した。その在任は承応二年（1653）に彼が江戸滞在中に病死するまで続いた。彼を嗣いだのが養継子の重辰であり、重成の民政を踏襲している。寛文四年（1646）に重辰が京都代官として転出すると、戸田伊賀守忠昌が入封して藩領となるが、寛文十一年（1671）に忠昌が関東へ移封されると、天草は再び天領となった³⁾。

天領天草の統治は、代官が天草の下島の西南部に位置する富岡城を拠点に行政を行っている。その富岡代官所の配下の地役人の仕事として重要なものに山林の管理等を行う山方役と、海に関する遠見番があった。とりわけ遠見番の職務は、南蛮船の来航監視や抜け荷の取締や漂着船の処理であり、難破船の救助、船舶に関する業務や浦方の違法行為の摘発そして天草に渡来するまたは天草から出ていく人々の管理などがあったのである⁴⁾。このような天草の地理的環境から当地に漂着する船舶は決して少なくはな

-
- 1) 松浦章「明代海商と秀吉「入寇大明」の情報」、松浦章『海外情報からみる東アジア——唐船風説書の世界——』清文堂出版、2009年7月、45～79頁。
 - 2) 南さつま市坊津歴史資料センター輝津館編集『順風往来——薩摩をめぐる東アジア海域交流史——』南さつま市坊津歴史資料センター輝津館、2010年9月所収の各論考を参照。
 - 3) 平田豊弘「天領天草について」、『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』本渡市教育委員会、1995年3月、解題1～6頁。
 - 4) 平田豊弘「天領天草について」、『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』、解題7頁。

かったのである。

江戸時代の長崎は、オランダ船や中国船の外国貿易の港として唯一入港を認められていたが、長崎港に比較的近く中国の長江口付近から東に航路を取れば、長崎とほぼ同経度に位置する天草は、針路を数度南に傾斜すると天草に到着すると言う地理環境から多くの中国船との接触が見られた。そこで本稿は、江戸時代の「鎖国」下における天草と漂着唐船の問題に関して、その状況を具体的に記録する天草の地方文書に依拠して述べてみたい。



天草全島 (国土地理院二万五千分の1地図)

2 天草に漂着した唐船

天草の歴史を記した年表『天草郡年表録』によると、天草と唐船との関係に関するものとして、次の記事が見られる。

- 貞享五年 唐船漂着注進飛脚晝二人、夜三人賃金は一日壹人銀八分宛御定⁵⁾
唐船長崎え挽送警固船并挽船賃金水主飯米代共一日一人壹匁八分御定⁶⁾
- 正徳四年 唐船抜荷方御高札村々え御建板代一枚に付、銀貳匁五分七厘貳毛つ、⁷⁾。
- 享保二年 崎津附手深附遠見番人は迄富岡四人、大江崎貳人、魚貫崎貳人之處、右三ヶ所より御繰替候儀、牛深え始而遠見番人貳人被召置候居小屋新規御建、翌年より水夫給錢四百五拾目宛毎年郡中より差出候様相究⁸⁾。

5) 『天草郡史料』第一輯、臨川書店、1913年11月初版、1983年8月覆刻、99頁。

6) 『天草郡史料』第一輯、99頁。

7) 同書、112頁。

8) 同書、114頁。

- 明和八年 郡中究書付箇條左に記（関係箇条のみ抜粋）
一 唐船漂着諸入用郡割之節相極候様可仕候事⁹⁾。
- 安永九年 唐船壹艘房州朝夷浦漂着候處、相痛候に付、解船にいたし廻船に積長崎表え御挽廻の御觸七月到来¹⁰⁾。
- 寛政二年 七月十六日琉球中山王より今般 公方様就御代替御祝義之使者、被差越候琉球船壹艘崎津湊漂着。名前正使宜野灣王、副使幸地親方、讚議官田里親雲上樂正識名親雲上塾役人仲嶺里之手楽師四人、楽童子貳人、都而之主従廿六人、船頭水主廿七人、合五拾九人、當月十一日琉球出船、洋中依不順風如薩州難乗得崎津湊え漂着漂着之由宗旨之義、儒家眞言禪宗之者之由¹¹⁾。
- 寛政七年 朝鮮之漁船漂着之節、救方懇切に致候様御觸有之¹²⁾。
- 寛政十一年 唐船漂着の節唐船え地役人始已來乗卸不致候様長崎御奉行所より御觸有之¹³⁾。
六月十五日紅毛船富岡沖江船懸り舳より紅毛人共陸上致し右に付、小林殿牛深より御出役也¹⁴⁾。
- 享和三年 十一月二十六日夜半、牛深漂著唐船壹艘、十二月五日長崎引渡相濟通詞助役升貞彼地滞留罷在右挽賃金拾メ目余請取之欠落致候事¹⁵⁾。
- 文化元年 唐船挽方之儀初發漂著にも見請候は、早速引船手當致取計候は、五日目にも限り中間鋪候間、無油斷挽立方御取計有之候様、御達置可申旨書簡之義乞物品強而書簡に不泥所有之候品を以無差支様相渡書簡と渡し物之品員數齟齬致候得共全相渡候品之員數さへ場所においおい時々見届候へば、追而唐人共と引合候目當に可相成事に有之候間、其趣を以取計可申旨、且挽船數之義も従國々漂著之見合等も有之候へ共可相成處無用之船數不相増候様精々無油斷取拵可申旨、今般長崎より申來間、左様御承知被成右之舎を以取計候様夫々御達有之候方と奉存候
右御普役より御懸合有之候に付、大江組・久玉組挽送方兼而心掛置取計可申段御役所より被仰渡候¹⁶⁾。
- 文化三年 崎津村漂着唐船大江村高濱村より挽船差出候様、一旦被仰渡候處、崎津村住古より挽送り來候に付、差支之趣共段々願出挽方被仰付候様相成候¹⁷⁾。

9) 同書、138頁。

10) 同書、142頁。

11) 同書、158頁。

12) 同書、163頁。

13) 同書、168頁。

14) 同書、169頁。

15) 同書、175頁。

16) 同書、176頁。

17) 同書、182頁。

表1 江戸後期天草に漂着した長崎来航唐船一覧

	長崎入港年	年号(給牌)	番立	船主	船主	漂着地	『割符留帳』頁数
1815	文化12年	文化12年	亥5番	汪小園		天草崎津湊	146
1816	文化13年	文化12年	子6番	譚竹庵	沈綺泉	天草崎津湊	145
1819	文政2年	文化13年	卯6番	朱鑑池	朱柳橋	天草崎津村	153
1820	文政3年	文化13年	辰4番	楊西亭	周藹亭	天草牛深	152
1820	文政3年	文政3年	辰8番	顔遠山		天草崎津村	167
1822	文政5年	文政4年	午別船	譚竹庵		天草牛深	173
1822	文政5年	文政4年	午6番	江芸閣	沈綺泉	天草崎津村	172
1826	文政9年	文政6年	戌7番	楊西亭		天草崎津村	179
1828	文政11年	文政10年	子4番	金琴江		天草崎津村	192
1830	天保元年	文政12年	寅3番	周藹亭		天草崎津村	196
1830	天保元年	文政12年	寅6番	劉景筠		天草崎津村	198
1835	天保6年	天保5年	未6番	周藹亭	高掬雲	天草崎津村	211
1836	天保6年	天保5年	未7番	汪竹安		天草牛深村	210
1837	天保8年	天保7年	酉8番	沈綺泉	李少白	天草崎津村	215
1845	弘化3年	弘化2年	午4番	沈晋伯	楊少棠	天草崎津村	237
1846	弘化3年	天保15年	午5番	顔吉泉		天草牛深村	235
1849	嘉永2年	嘉永元年	酉7番	江星畬	紐春杉	天草崎津村	243
1850	嘉永3年	弘化4年	戌天草破船	沈晋伯	陶梅江	天草大江邨	240
1852	嘉永5年	嘉永2年	子2番	楊少棠	陶梅江	天草牛深村	245
1852	嘉永5年	嘉永3年	子3番	項挹珊	顧子英	天草牛深村	247
1855	安政2年	嘉永4年	卯1番	楊少棠	顧子英	天草牛深村	248

出典：大庭脩編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳』関西大学東西学術研究所、1974年3月による。

以上のように天草の記録には長崎へ来航するまたは長崎から帰航する唐船との関係が極めて深かった。

江戸時代後期に長崎に来航した中国からの貿易船の入港記録を確認できるのは長崎歴史文化博物館が所蔵する長崎奉行所の記録である『割符留帳』であるが、その留帳を精査すると長崎に入港する前に、天草に漂着した唐船の事例が表1に示したように知られる。その漂着として天草において特に多いのが崎津湊、崎津村と記録された現在の崎津である。

このように天草に漂着した唐船をどのように処置したかに関しては『天草上田家記録』¹⁸⁾ 四に、その一端を知ることができる。そこで次にその記述の一部を掲げてみたい。

唐船漂着定書

- 一 阿蘭陀船繫候は人質不可取之候、早速注進勿論遠かけに番船付置稠敷相守可申事。
- 一 右之船繫候旨致注進候跡にて得順風走出候は不致進船何方へ参候段、方角見届可注進事。
- 一 右之船繫候節、米・薪等之類望候共不相渡、其趣可致注進差凶無之、何色ニよらず相渡申間鋪事。
- 一 右之船縦舟繫不仕候共、近所通候歟、又は珍敷船相見候ハ、是又可注進事。
- 一 唐船漂着碇を入候は早速番人罷出、何国出之船と申儀、来朝帰帆信牌持不持、且又入津之船ニ而挽船を望候哉、委細訳書簡を取、其上番船付置質唐人取之可注進、勿論滞船中、湊中旅舟改・陸人別改、昼夜酉刻・子刻前々之通、入念相改可申事。

18) 『天草上田家記録』四（九州大学記録資料館九州文化史研究部門所蔵写本C-3-33）

附、唐人相対にて米・野菜諸事相渡申間鋪、望候品有之は、得差図、其上ニ而渡可申事。

- 一 唐船来朝・帰帆共、漂着節ハ前々之通、番船申付稠鋪相守可注進、其内順風有之走出候ハ、長崎入津之船ニ而番船之差図を不用出帆申候は、遠見番人・通詞并富岡役人致警固長崎へ罷越、右之趣御奉行所へ可申届候、勿論帰帆之船漂着得順風出舟申候は、湊を挽出帰帆見届注進可申事。
- 一 唐船自然破損繕之道具望候歟、又は唐人之内死人等有之死骸陸へ揚申度と申候は相窮、得差図可申、病人有之薬種等願候も同前之事。
- 一 唐船帰帆之浦觸有之は、前格之通相守胡乱成船相見候ハ、注進可申事。

右條々堅可被相守者也。

卯十月

郡方
勘定奉行

天草 遠見番人中

この記録から天草に唐船が漂着した際の対応の仕方がわかる。

唐船が漂着し碇を入れたら直ちに番人がその船に赴き、何国から渡来したかを聞き調べ、長崎へ来るべき信牌かまた帰帆の際に得た信牌を所持しているかを確認することであった。長崎へ入港する船の時は、長崎までの曳航を希望するかを確認して、すぐに詳細を書簡にまとめ、唐船から人質に相当する「質唐人」を確保して港へ曳航もしくは上陸させ、人員を調査して報告する必要があった。さらに唐船の乗員の食料として米や野菜などを給与するようにと指示されていた。

漂着船が順風を得て自船で航行可能の際は、長崎へ入港する船の場合は、護送が必要で無い時は、遠見番や通詞そして富岡役人が警護して長崎まで赴き奉行所に報告する必要があった。帰帆の唐船の場合は順風を得て出港するのを見届けて長崎へ報告する必要があった。

唐船が破損した場合は船具などを陸揚げし、乗員が死亡した際の遺骸は陸にあげて埋葬し、病人がいる場合は薬種などを給与することになっていた。

唐船が帰帆する際には「浦觸」がありその趣旨を厳格に遵守するようにと定められていたのである。

天草は、長崎と経度ではほぼ近いため、唐船の漂着の事態は比較的多かったために日本側、すなわち天草の対応の手順が準備されていたのであった。その具体的な状況は次に述べる天草の庄屋記録から見ることができる。

天草の大庄屋であった木山家の記録によれば、長崎へ来航した唐船の帰帆時になると長崎から恒常的に「觸書」が届いている。

木山家の天明八年（1788）の「御用触写帳」によれば、

態申触候者、未入津之午拾参番唐船近々長崎湊出帆被仰付候、浦々諸事前格之通入念候様長崎御奉行所より被仰渡候段嶋原より申来候、前格之通津々浦々入念候様可被申付候以上

正月廿五日 市川直左衛門 印

奥村佐五太夫 印

富岡町

大江組

壺町田組

久玉町

木戸組

右村々 大庄屋

小庄屋 中¹⁹⁾

とある。さらに同書の三月の記事には、

態申触候者、当申年入津之唐船式艘近々長崎湊出帆被仰付候間、浦々入念候様長崎御奉行所より被仰渡候段嶋原より申来候、前格之通津々浦々入念候様可被申付候以上

三月廿九日 市川直左衛門 印

小川 忠太夫 印

富岡町 大江組 壺町田組

久玉町 木戸組

右村々 大庄屋 小庄屋 中²⁰⁾

とある。また天明九年（寛政元、1789）の「御用触写帳」によれば、

態申触候、去申入津之唐船壹艘近々〔長〕崎湊出帆被仰付候間、例之通浦々入念候様長崎御奉行所より被仰渡候之趣、嶋原より申来候付、前格之通津々浦々入念候様可被申付候以上

矢島恒左衛門 印

中村 小源太 印

富岡町 大江組 壺町田組

久玉町 木戸組

右村々 大庄屋

小庄屋 中²¹⁾

とある。寛政二年（1790）の「御用触写帳」によれば、

態申触候、去酉年入津之唐船四艘近々長崎湊出帆被仰付候間、浦々入念候様長崎御奉行所より被仰渡候段嶋原より申来候、前格之通津々浦々入念候様可申付候以上

二月廿日 中嶋喜右衛門 印

片山 武助 印

(付札)「大矢野」志岐組 井手組 御領組

栖本組 大矢野組 砥岐組

右村々 大庄屋 小庄屋 中²²⁾

さらに、同書の四月の記述には、

態申触候、異国船入津之時分ニ候間、浦々入念候様長崎御奉行所より被仰渡候之趣、島原より申来

19) 『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』本渡市教育委員会、1995年3月、23～24頁。

20) 『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』本渡市教育委員会、1995年3月、27頁。

21) 『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』59頁。

22) 『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』80頁。

候間、津々浦々前格之通入念候様可申付候

四月九日 渡部種左衛門 印

中島喜右衛門 印

富岡町 大江組 壺町田組

久玉町 本戸組

右村々 大庄屋

小庄屋 中²³⁾

とあり、異国船とあるがおそらくオランダ船の長崎来航の時期を想定して事前の触書であったろう。ついで八月には、

態申触候、去酉年入津之唐船五艘近々長崎湊出帆被仰付候間、浦々入念候様長崎御奉行所より被仰渡候之段、嶋原より申来候ニ付、前格之通津々浦々前格之通入念候様可申付候以上

戌八月廿五日 高野 平蔵 印

小川忠太夫 印

富岡町 大江組 壺丁田組

久玉町 本戸組

右村々 大庄屋

小庄屋 中²⁴⁾

とある。

寛政六年（1794）の「御用触写帳」によれば、

態申触候、去丑年入津之唐船式番三番四番六番八番近々長崎湊出帆被仰付候ニ付浦々諸事入念候様可申付旨、長崎御奉行所より被仰渡候段申来候ニ付、津々□々入念候様、可申付候以上

二月十九日 酒井三郎右衛門

小川 忠太夫

志岐組 井手組 御領組

栖本組 大矢野組 砥岐組

右村々 大庄屋 小庄屋 中²⁵⁾

とある。毎年定期的にほぼ同様な觸が天草に届いていたことがわかる。

上記のように、天草は長崎と地理的に同経度に位置していることから唐船の航路とも関係の深い土地であったため、唐船が入港する時期や帰航する時期には、天候の関係で漂着してくることなどが多かったのである。そのため江戸時代を通じて漂着など事態が発生した際には、どのように対応するかの態勢が恒常的に準備されていたのであった。

唐船が漂着した事態が発生したことで、天草側は具体的にどのように対応したかについては九州文化

23) 『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』89～90頁。

24) 『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』100頁。

25) 『天領天草 大庄屋 木山家文書 御用触写帳 第一巻』113～114頁。

- 一 唐人坐船一艘
- 一 撈引小船五十艘

每船水手六人

寛政二年戌十一月二十七日

南京船 沈藻庭
程肯堂

本船現在缺少伙食祈即給付應用爲感。

計開

- 一 白米
- 一 蘿蔔
- 一 豆腐
- 一 柴
- 一 水

寛政二年戌十一月二十七日 南京船 沈藻庭
程肯堂

今收到

計開

- 一 荳付 五十一塊
- 一 菜 三十三斤

寛政二年戌十一月二十八日 南京船 沈藻庭
程肯堂

今收到

計開

- 一 菜 一百五十八斤
- 一 豆腐 四十七塊

寛政二年戌十一月廿九日 南京船 沈藻庭
程肯堂

以上船中缺少炭祈即給付應用爲感

計開

- 一 炭

寛政二年戌十一月卅日 南京船 沈藻庭
程肯堂

今收到

計開

- 一 炭 六簍
- 一 柴 四千斤

寛政二年戊十一月三十日 南京船 沈藻庭
程肯堂

とある。ここに見られる南京船沈藻庭、程肯堂の両名が乗船した船は、寛政二年十二月三日夜に長崎に入港し、寛政二年庚戌の戌七番船となった²⁷⁾。

この南京船の天草漂着に関して、長崎関係の記録には見られないことから、この記録は貴重である。

【文書②】

文化七年 (本文誤字多ケレドモ濫リニ訂正セス原書ノ倣寫ス 膽寫者)

來朝南京乍浦出唐船

午 十二月七日 通事扣²⁸⁾

具呈南京船主朱鑑池、爲祈轉啓事、切本船于十一月二十七日、由唐山乍浦開駕、前往長崎、因風不順、今十二月初七日、被風漂取 貴國地方、祈速即發擡船擡送長崎港内、伏乞通事老爹轉啓 王上恩准速令小船、送至長崎、則感不淺矣。

- 一 本船當番顧徳顕
- 一 通船 計乙百人

文化七年 十二月初七日 南京船主朱鑑池 印

本船護送 薩摩難民十三人、奉唐山督憲送至長崎交代長崎領守、収管爲感
十二月初七日 南京船主朱鑑池 印

右は唐船午十二月七日辰半刻比、崎津湊口より三十丁程相場碇ヲ入罷在申候ニ付、早速遠見御番人緒方幸左衛門殿、新井繁太郎殿同道、唐人へ罷越、唐人朱鑑池對談仕候處、來朝南京乍浦出長崎表へ乗附難相成、當所江漂着仕候。尤信牌持參乗組百人ニ而御座候。且又薩州難船人十三人乗組居申候、何分天氣見合長崎表へ挽送呉候様、唐人申候ニ付、刻洋漂着書簡壺通請候、并薩州人乗來候書簡共ニ式通請取、番見仕番人へ相渡申候、早速右書簡富岡御役所へ御届ケ被成候、并写ヲ以牛深見張御番所へも御注進被成、尤酉下刻比御届ケ書簡一同ニ御遣被成候

- 一 其日大江崎吉村弥左衛門殿着被成候ニ付、唐人對談御咄合仕候
- 一 同日八ツ時、牛深見^{マツ}御番所より御着被遊候、并長崎遠見番兩人附添ニ而御座候。

本船於初七日収至

貴處蒙發小船五十艘擡進港内寄碇爲感

27) 松浦章編著『寛政元年土佐漂着安利船資料——江戸時代漂着唐船資料三——』関西大学出版部、1989年3月、390頁。

28) 「崎津村庄屋記録 六」所収、九州文化史所蔵写本C-3-39

文化七年 十二月初八日 南京船主朱鑑池 印

具呈南京船主朱鑑池、爲祈轉啓事、切本船于十二月二十七日、由唐山乍浦開駕、一路遇風、漂到 貴處地方、欲往長崎伏乞通事老爹、轉啓 王上恩准即發小船捧進長崎港内、則感不淺。

計開

- 一 唐人坐船 乙艘
- 一 捧船六十艘 每艘六人

文化七年 十二月初九日 南京船主朱鑑池 印

本船需用鉄猫^{ママ}（錨カ）二門、椀索二条、即付應用稟准爲感

計開

- 一 鉄猫 二門
- 一 椀索 二条

以上至長崎交還

午十二月初八日 南京船主朱鑑池

本船日夕人衆乙百餘人、所缺用魚菜等物祈照浚開票准爲感

計開

- | | | | |
|------|-----|------|-----|
| 一 白米 | 四十石 | 一 雞蛋 | 四百個 |
| 一 硬柴 | 乙百把 | 一 青菜 | 乙百把 |
| 一 鮮魚 | 二百斤 | | |
| 一 蕃茄 | 乙百斤 | | |
| 一 芋艿 | 乙百斤 | | |
| 一 蘿蔔 | 乙百斤 | | |
| 一 豆腐 | 二百塊 | | |
| 一 麩粉 | 三十斤 | | |
| 一 葱 | 十把 | | |

十二月初八日 南京船主朱鑑池 印

- 一 十八日唐船黒瀬より挽立、崎津湊内へ挽申候、小数五拾船ヲ以挽入仕候、其節挽入書簡請取、并錨椀二房相望申候得共、つな無之ニ付、唐人より差出可申様申聞候處、唐人へも無御座候趣、其俣召置申候、且又挽送書簡請取申候得共、御出致様承申候處、十八日ニ挽入亦々挽送書簡、同日ニ致シ候而は、其長崎表之義如何御座候哉、是義ハ是非取直シ九日之日付ニ可仕旨被仰聞候ニ付、直ニ書簡請取置申候、尤唐人挽立已刻比挽入午刻頃
- 一 富岡御役所御出役様御着、戌刻頃御着ニ被遊候ニ付、早速遠見御番人吉村・緒方・大西氏御同道罷出候。

本船大篷損破需用艸蓆十五條祈即稟准給付應用爲感

午十二月初九日 南京船主朱鑑池 印

一 九日唐人へ罷越挽送書簡八十艘願出、猶又日付八日ニ致シ有之候ニ付、御出役様より日付九日ニ仕候様被仰聞、其通り取直シ申候、且又八十艘小船六十艘ニ御見^マ拜御番より被仰聞六十艘ニ取直申候、其節質唐人式人請取候申候。

一 収草蓆 十五条
午十二月初九日 南京船主朱鑑池 印

一 本船再要添艸蓆十條、祈速即稟准給付下船應用爲感
午十二月初九日 南京船主朱鑑池 印

一 収鉄錨 乙門
一 収椀索 乙条
一 収艸蓆 十条
午十二月初九日 南京船主朱鑑池 印

今 収

一 白米 六斗
一 蘿蔔 乙百本 七十斤成
一 豆腐 六十三塊
一 柴 五把 三百斤ニ成
一 魚 五十斤
午十二月初九日 南京船主朱鑑池 印

本船人衆付來雜物一喰不敷祈照前単所開之數給付以使敷用、至長崎數算還稟准爲感。

一 九日渡物ニ唐人へ罷越品物相渡請取書簡寫ヲ以御普請役様へ差上申候、本紙御出役様へ差上申候。同日御普請役様唐船ニ御越候供仕、挽送小船明日中ニ差出呉候様、唐人申候ニ付、其趣申上候處、夫々手當致居候間、其通り申聞セ置候趣被仰聞候間、其趣申聞候。猶又御出役様御見廻ニ御出御供仕唐人萬談仕候様被仰聞候ニ付通弁仕り候

一 十日唐人より呼早速遠見御番人通詞罷越様子承申候處、挽送小船相揃候様願出候ニ付承知致候趣申聞セ、其節挽船米水菜野願書簡一通取之本紙御出役様へ差上、并寫牛深湊御番所へ被差上申候

計開

願

一 捧船
一 食米
一 水
一 柴

一 魚菜

以上本船缺少急須要用即付下爲感

午十二月初十日 朱鑑池 具印

- | | |
|----------|-----------|
| 一 ふとん 弐つ | 一 ふとん 二ツ |
| 一 枕 壱ツ | 一 ご座 弐枚 |
| 一 ばし 壱ツ | 一 枕 壱ツ |
| 鄭秋弟 | 一 風呂敷包 壱ツ |
| | 岳永徳 |

- 一 収白米 九斗
- 一 収小魚 七十斤
- 一 収蕃茄 乙百斤

午十二月初十日 朱鑑池 印

願

- 一 米四十石
- 一 柴一百把
- 一 魚菜儘数

- 一 十一日朝五ツ時崎津湊挽立申候
- 一 十一日唐船野母湊 枕嶋へ挽入碇ヲ入船繫仕申候
尤辰刻頃猶又御出役様ニ抄御目直ニ長崎嶋原御屋敷へ御注進申上候尤枕嶋より飛脚ニ而遣申候。
- 一 十二日勤番船并小船唐船近辺ニ罷越居申候
- 一 十四日御役人様より長崎嶋原御屋敷へ御状御遣被遊候、右ハ唐船滞船ニ相成候ニ付、枕嶋より飛脚直持五ツ時ニ御座候、同日唐人より呼ばた有之、早速罷越申候處、挽船差出風上ニ挽上り持心碇を入可申段、唐人申之候處挽方難相成趣、唐人ニ申聞候處、承知仕候、左様御座候ハ、鉄錨ニ開差遣呉候段願候ニ付、早速罷越候。
右鐵二房差れ入其中申候、其節立合丹羽安右衛門殿同道罷越申候。
- 一 十五日朝九ツ時、野母内より挽立申候、直ニ飛船壹艘嶋原御屋敷へ御注進申上候。
- 一 瀬戸口より御注進飛船御役人より嶋原御屋敷へ御遣被成候。
- 一 同瀬戸内より御注進ニ被成候
- 一 同尊木より御注進之飛船被遣候
- 一 十六日朝四ツ時唐船御挽相済申候、御役人様並遠見番吉村弥左衛門殿へも掛御目其日直ニ引取小船も同様引取、右ニ付御役人様へハ弥左衛門殿より宜敷様被仰上可被下様願入申候、同日樺嶋へ一宿仕、翌日崎津へ九ツ時着仕申候。

【文書③】

文化五辰年十月二十九日 一番船主徐荷舟
寧波乍浦出唐艘 一
年號月日同前 二番船主劉培原
寧波乍浦出唐船 一
年號同前十一月初二日
厦門出唐船一艘
崎江堂
吉頼房²⁹⁾

本船昨日収至
貴處蒙發小船三十艘捧進港内奇椀爲感
辰十一月初二日 寧波船主徐荷舟 印
具呈寧波船主徐荷舟本船於前月二十八日収到
貴國地方本月初一日方蒙捧進内港本船縁
係六月初四日由唐乍浦開駕往長崎因風不収回
乍浦今現寄椀
貴國地方仍祈
通事老爹轉啓
大頭目速即飭小船捧往長崎則感恩不淺矣
計開
一 小船六十艘 每艘六人
一 押當坐小船一艘
文化五年辰十一月初二日 寧波船主徐荷舟 印

右は寧波乍浦出之唐船壹艘黒瀬へ椀ヲ入申候ニ付
緒方幸左衛門殿拙者村役人通事同船にて罷〔 〕
唐人へ對談改候處、寧波船にて何分長崎へ乗付難成、
当所へ漂着仕申候小船ヲ以港内ニ援入天氣見合、長崎へ援送
呉候様唐人申候由、則洋書簡壹通通詞受取、緒方拙者
ニ相渡候ニ付、写ヲ以牛深湊御番所ニ差上申候、其日崎津湊
椀場へ挽入船繋いたし候
一 十一月二日唐船ニ緒方拙者通事召連質唐人式人請取ル、
其節援入書簡援送願書簡之通受取、御出役へ差上申候

29) 「崎津村庄屋記録七」所収、九州文化史所蔵写本 C-3-40

右写ヲ以御普請役ニ差上ル

収到

- 一 炭 二把
- 一 柴 三百斤
- 一 豆腐 四十五塊

辰十一月初三日 寧波船主徐荷舟 印

収到

- 一 白米 四斗
- 一 大魚 二尾
- 一 索麵 二十斤
- 一 蘿蔔 乙百斤
- 一 蕃茄 乙百斤
- 一 豆腐 五十塊
- 一 柴 八百斤

辰十一月初四日 寧波船主徐荷舟 印

収到

- 一 米 八斗
- 一 炭 貳把
- 一 柴 五十斤

辰十一月初五日 寧波船主徐荷舟 印

一十一月五日渡物罷越請取書簡壺通取之、御出役へ差上
写六通牛深湊御番所へ差上ル

収到

- 一 白米 一石二斗
- 一 豆腐 五十塊
- 一 柴 六百斤
- 一 小魚 四十條

飛船

一十一月十六日唐船たか寫援立御注進之飛船

一同 瀬戸口より飛船

一同 瀬戸口より御注進之飛船

右一番唐船當所より長崎迄之始末

具呈寧波船主劉培原爲祈轉啓事切本船于本
月十七日由唐山乍浦開駕前往長崎因風順于二十
九日被風漂収

貴國地方祈速即蒙發擗船擗進長崎港内伏乞

通事老爹轉啓

王上恩准速令小船送至長崎則感不淺矣

計開

一本船當番信牌沈竹濱

一通船共九十人

文化五年辰十一月二十九日 寧波船主劉培原印

右は寧波乍浦出之唐船ニ而、辰十月廿九日崎津湊より凡三十丁相隔黒瀬ニ碇ヲ入居申候、早速緒方幸左衛門殿拙者同船ニ而通詞召連罷越様子承候處、寧波乍浦出之由、何れ長崎表へ乗付難成候ニ付、無拋當所へ漂著仕候、援船ヲ以港内ニ挽入天氣見合長崎表へ援送呉候様申之候由申之候、尤洋書簡之儀ハ先年漂着唐船之書簡写ヲ竹ニ挟ミ唐人へ見セ、緒方拙者手様仕方ヲ以受取申候御注進之義ハ右書簡写ヲ以牛深湊御番所へ相達本紙ハ富岡御役所へ御届書一同差遣し申候、同様子刻頃なり、其節鉄碇壱房入置申候。

本船昨日収至

貴處蒙發小船三十艘擗進港門寄碇爲感

辰十一月初二日 寧波船主劉培原 印

具呈寧波船主劉培原爲祈轉啓事、切本月于前月二十九日

貴□□月初一日方蒙擗進内港木船縁係六月初三日由唐乍浦開駕前來在洋因風不順収回乍浦今現定碇

貴國地方仍祈

通事老爹轉啓

大頭目速即小船擗進崎港則感不淺矣

計開

一 右帆小船 六十艘 每艘水手六人

一 押船當坐小船一艘

文化五年辰十一月初二日 寧波船主 劉培原 印

一 十一月二日唐船へ罷越書簡三通、其節質唐人式人受取申候

収來柴火食物

計開

一 炭三把 一 蕃茄 乙百斤 一 柴火 三百斤 一 豆腐 五十塊

辰十一月初三日 寧波船主 劉培原 印

一 十一月四日前日之添物請取書簡取之写湊御番所へ差上本紙ハ御出役へ差上申候

収來魚菜食未

計開

一 白米 四斗 一 豆腐 五十塊 一 蘿蔔 乙百斤 一 小魚 六十條

一 柴火 七百斤

辰十一月初四日 寧波船主 劉培原 印

収來食米魚菜

一 船之名金全勝

〔 〕唐船當湊より長崎迄之始末（〔 〕は虫食いのため判読不能、以下同）

〔 〕厦門船主鄧梅庭爲祈轉啓事、切本船於十〔 〕由唐山乍浦開駕、前往長崎、因風不順、於〔 〕二日被風漂収

貴國地方祈速即蒙發繹進長崎港門伏乞通事老爹轉啓

王上恩准速令小船送至長崎則感不淺矣

計開

一本船當番蔣培之

一通船共計九十三人

文化五年辰十一月初二日 厦門船主 鄧梅庭 印

一収鉄錨一們至寄送還

辰十月 厦門船主 鄧梅庭 印

右は厦門出唐船壹艘當港口ヲ見掛走り來候ニ付、緒方幸左衛門殿、大西栄右衛門殿拙者同船ニ而罷越椀場迄御免改居候處、唐人碇ヲ入候ニ付、通事ニ通弁爲致書簡壹通請取、并鉄椀相望候故、壹房差遣、右之書簡も受取、写ハ牛深湊御番所へ差上、本紙ハ御出役へ大西栄右衛門殿持參被成候、其節壹番唐船より鉄椀相願候ニ付、是又壹房差遣申候。

〔 〕具呈厦門船主鄧梅庭爲祈轉啓事、切本船在洋遇〔 〕發漏毎日打水三百餘桶、甚屬緊要、祈速即備小船〔 〕送長崎、切不可遲、伏乞〔 〕老爹轉啓

〔 〕所求則感不淺矣。

計開

〔 〕六十艘 每船六人

一押當唐人坐船一艘

文化五年辰十一月初三日 厦門船主 鄧梅庭 印

一十一月三日三番船へ罷越援送書簡壹通請取らせ緒方・大西・拙者受取申候、并水米薪豆腐相望書簡壹通是亦差出申候、其節援船三十艘計相望申候、右は椀入直シ可申候間、本船援上呉候様申之候ニ付、願之通爲仕候。

具呈厦門船主鄧梅庭爲祈轉啓事、切本船此番來販帶有

貴國薩摩島漂流人源吾郎等十二人、在唐業已辨送鋪蓋衣服等項一路護送來崎理合報明伏乞通事老爹轉啓王上恩准速令小船捧送長崎則感不淺矣

一 貴國薩摩島漂流人十二人

文化五年十一月

厦門船主鄧梅庭 印

一十一月四日夜、鐵椀壺房遣置申候、其節御出役より薩州漂流人如何乗參候哉之趣承、其段之義書簡差出可申候様被仰聞候間、左之通書簡壺通受取御出役へ差上申候、写ヲ以御普請役へ御届申上候。

計開

一 白米 四斗 一 豆腐 五十塊 一 大魚 一本 一 小魚 三十献

一 蘿蔔 百斤 一 柴 七百斤

辰十一月初四日 厦門船主鄧梅庭 印

計開

一 収白米 四斗 一 小魚 二斗 一 豆腐 六十塊 一 炭 壺把

一 柴 五十斤

辰十一月初五日 厦門船主 鄧梅庭 印

一 十一月六日質唐人式人本船へ罷越居申候二付、新井拙者通事同船ニ而相越、尚亦御用出迎船ニ相達同船にて右質式人受取申候 附 日七日三艘之唐船當湊出帆、是より長崎迄之次第通事日記ヲ写ス。

一 御用ニ付三番唐船之質唐人軍ヶ浦へ船繫仕候趣ニ御座候處、同八日朝樺島へ着船仕申候間御注進被遊候飛脚式人

一 御用ニ付九日唐船早島へ船繫申候處、西風強く御座候ニ付、野母浦へ参り碇ヲ入船繫仕居候ニ付御注進之飛脚

一 同御用ニ付、樺島より長崎嶋原御屋敷へ御注進之飛脚

一 同御用ニ付、樺島より長崎島原御屋敷御注進之飛船

一 同御用ニ付、野母より長崎島原御屋敷へ御注進之飛脚

一 同十一月十五日御用ニ付、長崎島原御屋敷へ御注進之飛船

一 十一月十六日唐船左之島援立御注進之飛船

一 同瀬戸口より御注進之飛船

一 同瀬戸内より御注進之飛船

[] 船之名日新鵜

崎津湊へ漂着之三番唐船長崎迄之始末

右は通事日記ヲ写置候、遠見衆拙者共右唐船御用扣帳ハ外ニ有之候爲後年写置もの也。

附通事文言字形無分明ニ有之候共其俣写置候也。

以上の記録について考察を試みたい。

文書①は長崎に来航する予定の唐船の天草への漂着であった。この船は、その後、長崎に曳航され貿易を無事終えて帰帆したようである。長崎市立博物館が所蔵していた「唐船方日記」によって庚戌年寛

政二年十二月三日夜に長崎に入港した南京船は、牌主が祝大年、船主が沈藻庭、程肯堂であった³⁰⁾。

沈藻庭の名が知られる記録として、長崎市立博物館が所蔵していた「唐船方日記」に、

天明七年九月 沈藻庭 牌主 沈紫來 660-301

寛政三年九月 沈藻庭 牌主 祝大年 660-310³¹⁾

とある記録が見られる。沈藻庭の名の藻の字に相違が見られるが、この通りであると天明七年（1787）から寛政三年（1791）までの四年にわたる来航が確認できる。

同船は、十一月十六日に乍浦を出帆し長崎に向かったが、同二十六日に天草に漂着したのである。同船は信牌を所持した長崎貿易船であった。事実同船は「祝大年」名義の信牌を所持していた。同船には73名が乗船していた。同船は、二十六日に長崎への曳航を求め、天草は50隻の小船を用いて長崎への護送を行うことになる。長崎への曳航までの二十七日から三十日まで、白米、大根、豆腐、柴、水、野菜、炭などの補給をもとめている。

この間の唐船側から天草側への要望を含めた応接の状況が漢文による筆談で残されたのである。この船は、長崎に入港して寛政二年の戌七番船となる船が、長崎に入港する直前に天草に漂着した記録は、長崎の貿易記録には見られない。天草の記録が漂着の事情を明らかにする貴重な記録となった。

文書②は、天草に漂着した長崎貿易船である。船主は朱鑑池であった。朱鑑池は長崎貿易の実績のある船主である。長崎歴史文化博物館所蔵の聖堂文書の「聖堂販銀額配銅帳」に残された朱鑑池の記録は次のようになる。左の数字は文書の番号である。

寛政七年三月	朱鑑池	牌主	顧徳顕	660-331
寛政九年五月	朱鑑池	牌主	沈延禧	660-350
享和元年三月	朱鑑池	牌主	沈延禧	660-372
享和二年三月	朱鑑池	牌主	楊安仁	660-378
文化二年閏八月	朱鑑池	牌主	沈延禧	660-407
文化三年四月	朱鑑池	牌主	沈延禧	660-409
文化三年四月	朱鑑池	牌主	顧蓉湄	660-412
文化八年三月	朱鑑池	牌主	顧徳顕	660-440
文化十年五月	朱鑑池	牌主	楊敦遠	660-459
文化十二年十月	朱鑑池	牌主	程益凡	660-483
文化十四年四月	朱鑑池	牌主	楊嘉曾	660-494
文政六年四月	朱鑑池	牌主	楊敦素	660-522
文政七年閏八月	朱鑑池	牌主	祝大源	660-530

30) 松浦章「寛政元年より同三年長崎入港唐船番立表」、松浦章編著『寛政元年土佐漂着安利船資料——江戸時代漂着唐船資料三——』関西大学出版部、1989年3月、390頁。

31) 長崎市立博物館編『資料目録 文書資料編』長崎市立博物館、1989年3月、252頁。

文政九年四月 朱鑑池 牌主 楊敦仁 660-539³²⁾

これだけを見ても朱鑑池の長崎来航は寛政七年（1795）から文政九年（1826）まで31年間に及ぶ。しかし天草の漂着記録はそれを裏付ける。天草の漂着が文化七年十二月初旬であり、その後長崎に送られ、翌文化八年三月に牌主顧徳顕名義の信牌を受け取って帰国したようである。朱鑑池が天草漂着時に牌主に相当する表記として「本船當番顧徳顕」と記したことからも明かである。

この朱鑑池船主の船は、十一月二十七日に乍浦を出帆して長崎に赴くところが海難に遭遇して十二月初七日に天草に漂着したのであった。同船には100人が乗り組んでいた。

朱鑑池船には、

本船護送 薩摩難民十三人、奉唐山督憲送至長崎交代長崎領守、収管爲感

〔文化七年〕十二月初七日 南京船主朱鑑池 印

とあるように、薩摩の漂流民の13名が乗船していた。この漂流民に関して『長崎志続編』巻八、唐船進港并雜事之部、文化七年庚午年の条の末尾に、

八番蔣春洲・九番朱鑑池・十番劉培原、未壹番徐荷舟船ヨリ、漂着日本人四十人送来ル。第九卷ニ見エタリ³³⁾。

とあるが、第九卷には記録は見られない。しかし天草から長崎に護送された朱鑑池船にて帰国したことは間違いないであろう。

嘉慶十五年十二月二十六日付の閩浙総督方維甸の奏摺によると、

日本國難番三次良等十四名、遭風漂至彰化縣地方、經臣循例撫恤奏明、委員護送到附搭便船回國、……現有前往日本辦銅商船、出洋所有日本國難番三次良等十四名、附載船戸萬永泰・范三錫船内、……均給予船價口糧、於嘉慶十五年十一月二十六、八兩日開行等情、……³⁴⁾

とある。日本の難民三次良ら14名は台湾の西部沿海の彰化縣に漂着し、その後、乍浦に送られて乍浦からの貿易船で帰国したのである。その貿易船の一隻が朱鑑池船であった。

文書③は、文化五辰年（1808）十月二十九日に長崎に来航する貿易船が天草に漂着した。

長崎歴史文化博物館所蔵の聖堂文書の「聖堂販銀額配銅帳」に残された徐荷舟の記録は、次の一例である。

文化六年九月 徐荷舟 牌主 沈竹溪 660-432³⁵⁾

文化五年十二月二十九日に天草に漂着し、その後長崎に護送され、貿易を終えて翌九月に長崎から帰帆したことになる。

文化五年十一月二十九日に天草に漂着した劉培原の船も長崎への貿易船であった。長崎歴史文化博物館所蔵の聖堂文書の「聖堂販銀額配銅帳」に残された劉培原の記録は、比較的多く残されている。

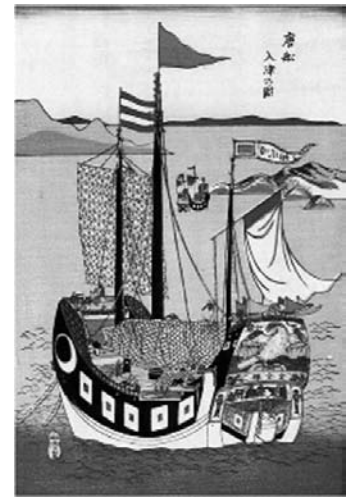
32) 長崎市立博物館編『資料目録 文書資料編』長崎市立博物館、1989年3月、253～263頁。

33) 『長崎文献叢書 第一集・第四巻 続長崎実録大成』長崎文献社、1974年11月、213頁。

34) 『清嘉慶朝外交史料三』三十四丁裏～三十五丁表、307頁。

35) 長崎市立博物館編『資料目録 文書資料編』258頁。

文化七年四月	劉培原	牌主	陳卓飛	660-435
文化八年三月	劉培原	牌主	劉大發	660-441
文化九年九月	劉培原	牌主	蔣培之	660-453
文化十年五月	劉培原	牌主	陳卓飛	660-460
文化十二年四月	劉培原	牌主	劉培原	660-478
文化十二年四月	劉培原	牌主	楊敦祥	660-481
文化十二年十月	劉培原	牌主	楊敦遠	660-484
文化十四年四月	劉培原	牌主	楊敦厚	660-493
文政四年四月	劉培原	牌主	龔順遂	660-511
文政五年三月	劉培原	牌主	伊啓成	660-516 ³⁶⁾



唐船入津之圖
(長崎版画)

以上から劉培原は文化七年（1810）から文政五年（1822）までの12年間の長崎来航が確認できるが、天草に漂着したことでさらに二年遡り、少なくとも14年間の長崎来航を経験していたことになる。

そして天草漂着時に劉培原が乗船していた唐船は金全勝号であった。同船は享和二年（1802）から天保十二年（1841）までのほぼ40年にわたって長崎来航が確認できる船である³⁷⁾。その船形も長崎版画にも残されている。

文化五年十一月二日に天草に漂着した厦門船も長崎への貿易船であった。その船主の鄧梅庭の長崎来航に関して、長崎歴史文化博物館所蔵の聖堂文書の「聖堂販銀額配銅帳」に残されている。その記録は次の三例が知られる。

享和二年九月 鄧梅庭 牌主 蔣培之
660-383

享和三年八月 鄧梅庭 牌主 徐鶴年
660-390

文化六年九月 鄧梅庭 牌主 蔣培之
660-433³⁸⁾



長崎港の日新鵬
『長崎名勝圖繪』の「唐船修理圖」より

この例から鄧梅庭は享和二年（1802）から文化六年（1809）までの長崎来航が確認できる。この鄧梅庭が乗船した唐船日新鵬は、上記の金全勝号と同時期に長崎に来航していた。享和二年から天保十二年

36) 長崎市立博物館編『資料目録 文書資料編』258～262頁。

37) 松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、284～287頁。

38) 長崎市立博物館編『資料目録 文書資料編』256、258頁。

まで約40年の来航が知られるのである³⁹⁾。

鹽谷宕陰の『阿芙蓉彙聞』巻三、交兵第三、「壬寅十一月清商口單」に、

今年（道光二十二、天保十三、1842）四月初八日、英吉利國大兵突入乍川、登岸焚掠、將商局停泊在塢之日新・全勝兩船、全行燒燬、片板無存。

とあるように、アヘン戦争の余波でイギリス海軍が浙江の乍浦まで進軍し、乍浦に停泊中の日新鵬と金全勝は砲火を浴び寸板も見えないほどの破壊を受けたのであった。これが両船の最後の状況である。

4 小結

上述のように天草は九州の西部に位置し、江戸時代の対外貿易港であった長崎とは南北の相違があるが、東経130度付近の同経度に近い地理的關係からか、長崎へ来航すべき唐船すなわち中国船が、海洋や天候の影響を受けて針路を誤りしばしば漂着した。その状況に関してはこれまでほとんど看過されてきた。しかし本稿で述べたように、長崎奉行所から恒常的に天草の番所等に長崎から唐船の帰航期になると「觸」が届けられ、唐船の漂着の事態に備えるように命ぜられていたのである。その態勢は幕末まで続いていた。

他方、先に触れたように天草の位置と長崎とがほぼ同経度の關係からか、長崎へ向かう予定の船が針路を若干南に振れると天草に到ると言う關係から、上記に表示した例のように漂着事例は決して少なくはなかった。唐船の漂着から長崎への護送に関する記録は、天草の地方文書の多くに記録されていることが知られるのである。

その記録の主なる内容は、漂着船の救済と長崎への護送に関する天草側の記録である。唐船の乗員に給与した食料や水などの記録と、長崎まで護送する天草側の人的、物的な必要事項に関するものが大部分を占めている。しかしその中には本稿で取り上げたように、天草側の応接人と唐船の乗員との間で交わされた漢文で記された筆談記録を見いだすことができる。それらは長崎の記録には見られない長崎来航唐船に関する貴重な記録である。

典型的な例が唐船の船名に関するものである。長崎の記録では、唐船が長崎に入港すると入港年の干支の十二支と順番で「子一番船」と番立されて呼称された。このため唐船の船名はほとんど記録されていない。ところが、天草の記録から「金全勝」、「日新鵬」の二隻の唐船の船名が知られる。船名が明らかになると、同一の船が1年に何度長崎に来航してきたかが明らかになるのである。番立では同一の船が1年に2度来航していても二つの番立が与えられたことになるが、唐船自体の運航実態は明らかではない。このような問題を解決してくれる資料を天草記録は教示してくれている。また唐船の天草への漂着地としてしばしば名前の見える崎津であるが、入江が深く当時の大型帆船でも優に数十艘も停泊可能な港であった。このような地理的環境を保有していたことから唐船の天草漂着時に一時の避難的な港として利用されたものと考えられる。

以上の考察からみても、今後もさらなる調査が喚起される。

39) 松浦章『清代海外貿易史の研究』287～288頁。

【付記】

本稿は、2010年7月26-30日において関西大学文化交渉学教育研究拠点（ICIS）が主催した天草調査の成果の一部である。本稿作成に当たり関係資料の多くを提供されたICIS助教の荒武賢一朗氏に謝意を表する次第である。

また崎津港の調査に際して御尽力いただいた天草富岡の四季咲館支配人富田洋記氏にも末筆ながら謝意を表したい。



崎津港の案内表示



崎津港 中央に崎津のキリスト教会の塔が見える 2010年9月撮影



崎津港口 前方が東シナ海 2010年10月撮影



崎津遠見番所跡標識



崎津・遠見番所跡